

- (39) ペルー協定第53条に基づく原産地証明
 -ペルー協定原産地証明
- (40) ペルー協定第39条及び同附属書3に定める品目別規則
 -ペルー品目別規則
- (41) ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則
 -ペルー運用上の手続規則
- (42) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成26年条約第19号).....オーストラリア協定
- (43) オーストラリア協定第3・14条に基づく原産地証明
 -オーストラリア原産地証明
- (44) オーストラリア協定第3・4条及び同附属書2に定める品目別規則
 -オーストラリア品目別規則
- (45) オーストラリア協定第1・12条に定める実施取極
 -オーストラリア実施取極
- (46) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成27年条約第1号).....モンゴル協定
- (47) モンゴル協定第3・2条及び同附属書2に定める品目別規則
 -モンゴル品目別規則
- (48) モンゴル協定第3・26条に定める原産地規則のための運用上の手続規則
 -モンゴル運用上の手続規則

(EPA税率を適用する場合の取扱い)

68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項(法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。))が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物(前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る締約国原産地証明書等(令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書をいう。以下この節において同じ。))の提出が省略される場合に限る。)に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。

(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ 締約国原産地証明書等の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ(1)又は(2)に規定する締約国原産地証明書等が添付されているか否か(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地であることが明らかであると認めた貨物(インドネシア協定又はアセアン

包括協定に係るものを除く。)及び課税価格が20万円以下の貨物に係るものを除く。)。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。

ロ オーストラリア原産品であることを明らかにする書類の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書(以下この節において「原産品申告書」という。)が提出される場合において、同号イ(2)に規定するオーストラリア原産品であることを明らかにする書類が添付されているか否か(後記68-5-11の4(2)において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。)

ハ 非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第1項第2号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ(1)又は(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての締約国原産地証明書等への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。

ニ 締約国品目証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書(後記68-5-11の5(2)に定める品目証明書)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か。)、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記68-5-11の5の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。

(2) 蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記

(1)を準用する。この場合において、「輸入申告」とあるのは「蔵入申請等」と、「同条第4項」とあるのは「令第36条の3第3項又は第51条の12第3項」と、「同条第5項及び第6項」とあるのは「令第61条第5項及び第6項」と読み替えるものとする。

(3) 郵便物についての取扱い

EPA税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。

(経済連携協定原産品の認定の基準)

68-5-2 経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第2欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。

なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。

経済連携協定	原産地規則に係る規定
シンガポール協定	シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで
メキシコ協定	メキシコ協定第4章第22条から第34条まで及び第38条
マレーシア協定	マレーシア協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
チリ協定	チリ協定第4章第29条から第40条まで及び第54条
タイ協定	タイ協定第3章第27条から第31条まで及び第33条から第38条まで
インドネシア協定	インドネシア協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで
ブルネイ協定	ブルネイ協定第3章第23条から第27条まで及び第30条から第35条まで
アセアン包括協定	アセアン包括協定第3章第23条から第30条まで及び第32条から第35条まで
フィリピン協定	フィリピン協定第3章第28条から第32条まで及び第34条から第39条まで